

現場説明書

- 1 業務名 猿島砲台跡隧道修理基本設計
2 監督員 建設部公園建設課

説明事項

1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

2. 前払金について

前払金 ~~する~~ しない
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

3. 部分払について

部分払 ~~する(一回以内)~~ しない

4. ~~継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について~~

- (1) 継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。

| 会計年度 | 支払限度額 (委託代金額に対する割合) | 前払金 |
|-----------|------------------------|---------------|
| 初年度(年度) | % | 支払限度額・委託代金額の% |
| 第2年度(年度) | % | 支払限度額・委託代金額の% |
| 第3年度(年度) | % | 支払限度額・委託代金額の% |

- (2) 各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。

5. 契約に関する事項について

(1) 設計図書関係

- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。

(2) 提出書類関係

- ア 委託代金内訳書 ~~要提出(契約締結後7日以内)~~
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)
~~提出不要~~
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

カ 直 営 工 事 届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

| | | |
|-----------|---------------|---------------|
| ア 支 給 材 料 | あり | なし |
| イ 貸 与 品 | あり | なし |

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

| | | |
|-----------|---------------|----|
| 部分引渡し指定部分 | あり | なし |
|-----------|---------------|----|

6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

9. 技術的事項について (別紙)

業 務 委 託 仕 様 書

| | |
|---|---------------|
| 業 務 名 | 猿島砲台跡隧道修理基本設計 |
| 施 行 場 所 | 横須賀市猿島1番 |
| 1. 履 行 期 間 () 日 間 | |
| 自 令 和 年 月 日 | |
| 至 令 和 6 年 3 月 15 日 | |
| 2. 業 務 内 容 は、別 紙 設 計 内 訳 書 の と お り。 | |
| 3. 本 業 務 の 仕 様 は、別 紙 の と お り。 | |
| 4. 本 業 務 の 特 記 仕 様 書 は、別 紙 の と お り。 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

業務仕様書

(適用範囲)

- 1 本仕様書は、本市の公園事業に係る調査、設計、計画および解析に関する業務委託（以下、設計業務等という。）に適用する。また、その他事項については、神奈川県「測量・調査・設計業務共通仕様書（令和3年4月）」に準拠すること。
- 2 設計図書および特記仕様書に記載された事項は、本仕様書に優先する。

(業務計画書)

- 1 受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にし、都度、監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 監督員が指示した事項については、受託者は資料を提出し、承諾を得なければならない。
- 4 本業務を履行するにあたり、第三者へ業務の一部を再委託する場合、その内容が分かるものを監督員に提出すること。また、同内容について、業務計画書へ反映すること。

(主任技術者及び技術者)

- 1 受託者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を遂行させるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者及び人数を配置しなければならない。
- 2 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- 3 受託者は業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

(照査技術者)

- 1 照査技術者は、技術士（建設部門）又は RCCM（道路）の資格保有者でなければならない。
- 2 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

(打合せ)

- 1 受託者は、業務を円滑に遂行するために、必要な段階で監督員と打合せを行うこと。
- 2 本仕様書、設計図書および特記仕様書に記載されていない事項であっても、技術上必要な場合は監督員と協議を行うこと。
- 3 打合せの内容等については、都度、受託者が打合せ記録簿を作成し、速やかに監督員へ提出すること。また、電子メールで確認した内容であっても、必要に応じて打合せ記録簿を作成し監督員へ提出すること。

(現地調査の土地の立入り等)

- 1 現地調査を実施する場合は、監督員へ事前に報告すること。
- 2 立入りが制限される箇所へ立入る必要がある場合は、事前に監督員へ報告し、鍵の貸与等について指示を受けること。
- 3 現地において、公設物等に損害を与えぬよう注意すること。また、万一損害等を与えた場合は、速やかに監督員へ報告し指示を受けること。
- 4 受託者は、植物、かき、もしくは柵等の伐採又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、あらかじめ監督員と協議をすること。

(官公庁等への手続き)

- 1 設計業務等の実施にあたり、必要な関係官庁等に対する手続きは、監督員と打合せのうえ、受託者の負担において迅速に処理をすること。
- 2 関係官公庁等に対して交渉を要するとき、また交渉を受けたい時は遅延なくその

旨を監督員へ報告し協議を行うこと。

(安全性の確保)

- 1 受託者は、屋外で行う調査の実施にあたり、使用人等に安全対策の指導・監督をしなければならない。また、通行人、通行車両等の第三者の安全確保に努めること。
- 2 業務履行中に事故等が発生した場合は、所要の処置を講じるとともに、監督員へ迅速に報告すること。また、事故の詳細な内容についても書面をもって報告すること。なお、事故等の処理に要する費用については受託者の負担とする。

(資料の貸与および返還)

- 1 受託者は、貸与された図面およびその他関係資料等は、設計業務等の完了後ただちに返還しなければならない。
- 2 受託者は、貸与された図書およびその他関係資料等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一損傷した場合は、受託者の責任において修復すること。

(成果品の作成)

受託者は、設計業務等の成果の整理を行う際、事前にその内容について監督員と協議すること。

(検査)

受託者は、完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品および関係資料等を整理すること。また検査は、主任技術者が受けなければならない。

(成果品)

成果品は、本仕様書に定めのあるもののほか、特記仕様書の記載に準じ提出すること

(秘密の保持)

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本契約終了後も、また同様とする。

(その他事項)

仕様書および特記仕様書に定めのある事項が生じた場合は、受託者と委託者双方協議の上、決定するものとする。

猿島砲台跡隧道修理基本設計 特記仕様書

1 業務名称

猿島砲台跡隧道修理基本設計

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日

3 施設概要

国指定史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡は、明治17年にしゅん工し130年以上を経過した史跡である。

史跡の本質的価値に係る煉瓦造隧道は、建設当初の姿を良好にとどめ、猿島砲台の歴史的価値を伝える遺構となっている。しかし、亀裂、破損、漏水等が発生していることから煉瓦構造物に経年劣化が認められている状況である。

また、当該遺構は、島内の南北を結ぶ重要な導線であることのほか、見学者が自由に散策できる公園の園路にもなっていることから、遺構の長寿命、通行者への安全確保が急務となっている。

4 業務にあたっての留意事項

業務にあたっては、以下の点について十分留意して履行すること。

- 国指定史跡地内であることに留意し、既定計画との整合を図りながら、遺構の保護や景観保護に支障をきたさないよう配慮した検討を行うこと。
- 発掘調査成果や調査所見等を基礎資料とするほか、史跡や周辺地域の特性を念頭に検討を行うこと。
- 工法の検討については、資材の搬入や運搬方法等、猿島特有な施工条件を十分考慮すること。

5 業務委託内容

(1) 基本条件の整理、現地調査等

(2) 与条件の細部検討

(3) 諸施設の検討

(ア) 隧道亀裂補修

- 隧道天井部にある既存の補修材を撤去し、新たな補修方法を検討する。
- 煉瓦が浮いている部分の補修方法を検討する

(イ) 隧道漏水・排水対策

- 東西両脚部の漏水対策を検討する。
- 排水経路の検討。既存の排水路への接続を見込んでいるため、既存排水路の改修についても検討する。

(ウ) 弾薬元庫壁劣化進行抑制対策

- 隧道に併設された弾薬元庫の壁補強について検討する。

(4) 設計図作成

(5) 概算工事費算出

(6) 報告書の作成

(7) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時と完了時のほか中間の打合せを2回。その他、史跡整備委員会の打合せを2回見込んでいる。

(8) 成果品の提出

- 成果品の作成にあたっては、とりまとめの内容、使用用紙、様式および編集方法等について受託者と受注者で協議して決定する。

- 基本設計書（A4判 簡易製本） 5部
- 基本設計図面（A3判 ファイル綴じ） 5部
- 電子データ（CD-R等） オリジナルデータ含む 1式

6 貸与品

- 国指定史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡 現状調査業務委託 報告書
(平成30年2月)
- 国指定史跡東京湾要塞跡猿島砲台跡 地質調査業務 調査報告書
(平成30年1月)
- 猿島砲台跡旧排水施設調査（煉瓦造小口径内部確認調査） 報告書
(平成31年3月)

7 今後の業務について

本業務完了後、令和6年に（仮称）猿島砲台跡煉瓦隧道修理実施設計業務、また令和7年に（仮称）猿島砲台跡煉瓦隧道修理監理設計業務の業務委託の発注を予定している。

工事の際、想定外の遺構等出土があった場合等に迅速に対応する必要があることから、委託者と受託者の両方が合意し、本市議会において当該予算が承認された場合、本業務の履行を実施したものと上記2件の委託業務を随意契約する。

電子データ作成に係る詳細事項

1 電子データ格納媒体

- (1) 提出を受けた電子データの原本性を確保するため、提出する媒体には格納データの書き換えが不可能な CD-R のみを使用する。(CD-RW、DVD は不可)
- (2) 1 枚の CD-R に格納することを原則とし、収まらない場合は各媒体のラベルに何枚目/総枚数を明記する。
- (3) CD-R は、ISO9660 フォーマット (レベル 1) を標準とする。

注.) 「ISO9660」は、汎用性が高い CD-R/RW 用の標準フォーマット規格である。

この規格は、ファイル名として使用可能な文字数に応じてレベル 1～3 が規定されている。

この他に、Windows95/98/NT 用に Microsoft が ISO9660 を拡張した「Joliet」Macintosh 用の独自フォーマットである、「HFS」、UNIX 系の OS 用の ISO9660 を拡張した「RockRidge」などがあるが、本業務では利用しないこと。

2 ウィルスチェック

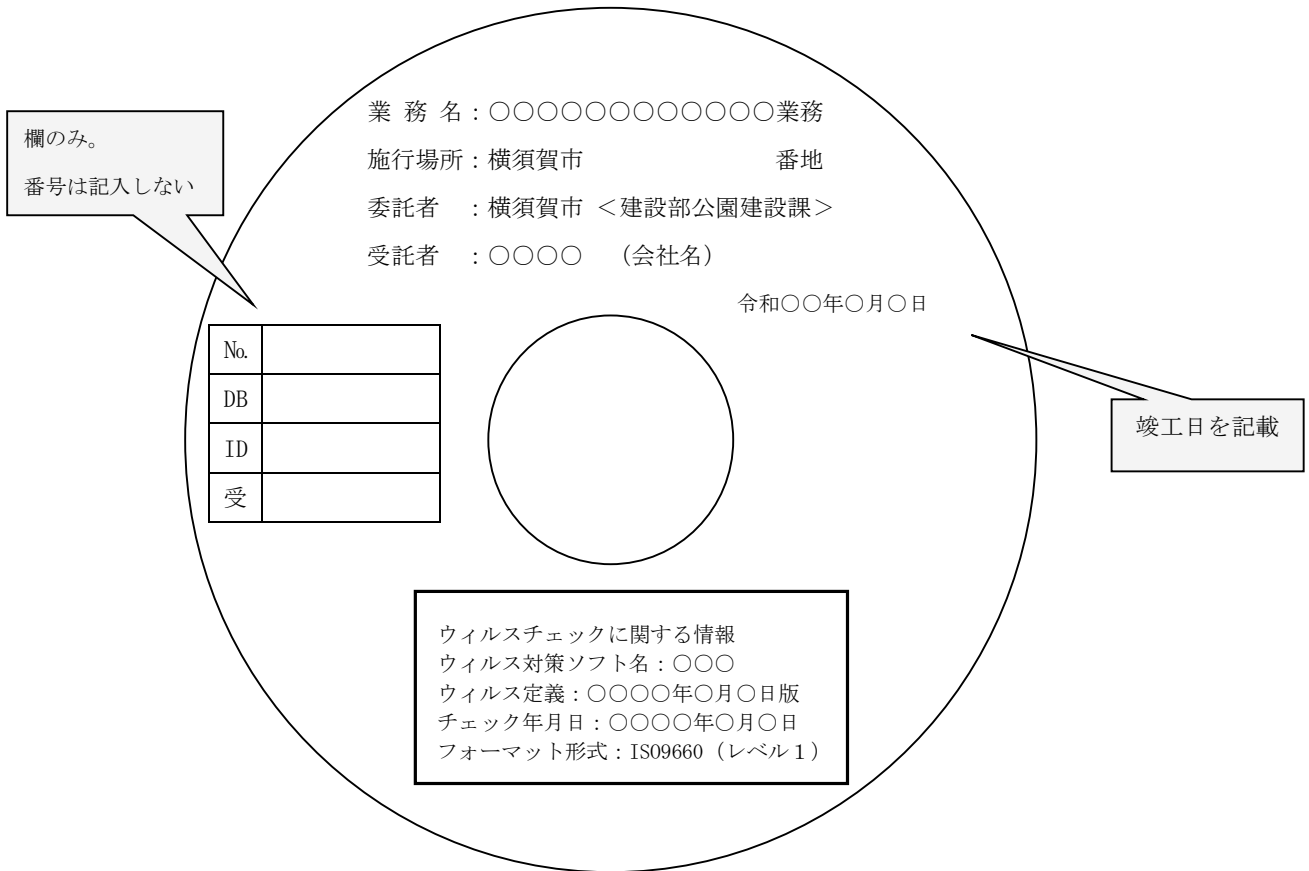
- (1) 受託者は、成果品の電子データの格納が終了した時点で、確実にウイルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウィルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。
- (3) CD-R の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス (パターンファイル) 定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日」を明記すること。

3 ラベル作成

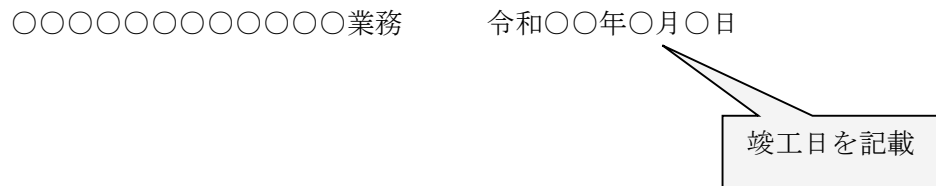
- (1) 提出する媒体には、次ページの「提出媒体のラベル表示例」の通り、各項目を表示すること。
- (2) 表示方法については、専用プリンタを用いた CD-R 表面への直接印字、ラベルシートに印字し直接貼り付け、油性マジック等での書き込みとする。

注.) ボールペン、鉛筆など硬質な筆記具の使用は CD-R を破損させ、読み取り不能となる恐れがあるため使用不可とする。

提出媒体のラベル表示例



提出媒体ケース背表紙表示例



個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワークワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であつて、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。

積算諸条件調書に係る追加事項

~~1 市独自単価及び積算における補足資料について~~

本設計積算書内（市独自単価一覧表）に記載の資材単価のうち単価金額が記載されていない資材単価は、「ホームページ（工事積算情報）」の「市独自単価 刊行物等掲載単価 コード一覧表」を参照してください。又当該頁に併せて積算における補足資料も掲載しています。

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/5510/koujitousekisann.html>

~~2 市場単価の端数処理について~~

市場単価方式による単価表の加算・補正後の金額は、円止めとする。

なお、単価補正が行われた場合の単価は、小数点以下第2位（小数点以下第3位四捨五入）まで計算し、数量×単価＝金額を算出している。

3 基準書等の適用について

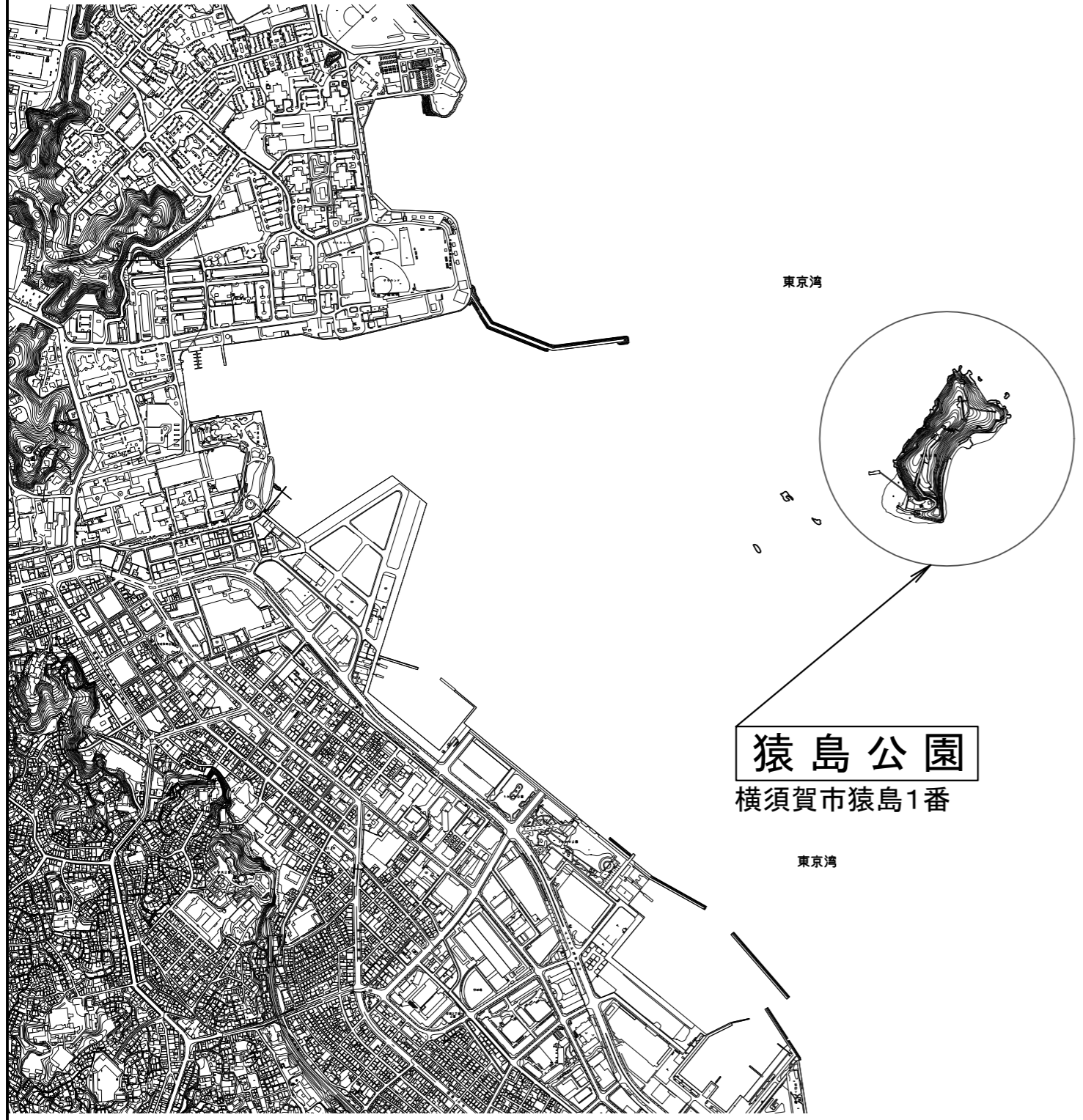
本業務は、以下の基準書等を使用し、積算している。

- | | |
|------------------------|-------------------|
| 1) 設計業務等標準積算基準書 | 令和5年7月1日版 |
| 2) 積算参考資料（計画・調査編） | 令和5年7月1日版 |
| 3) 建設機械等損料表 | 令和5年度版 |

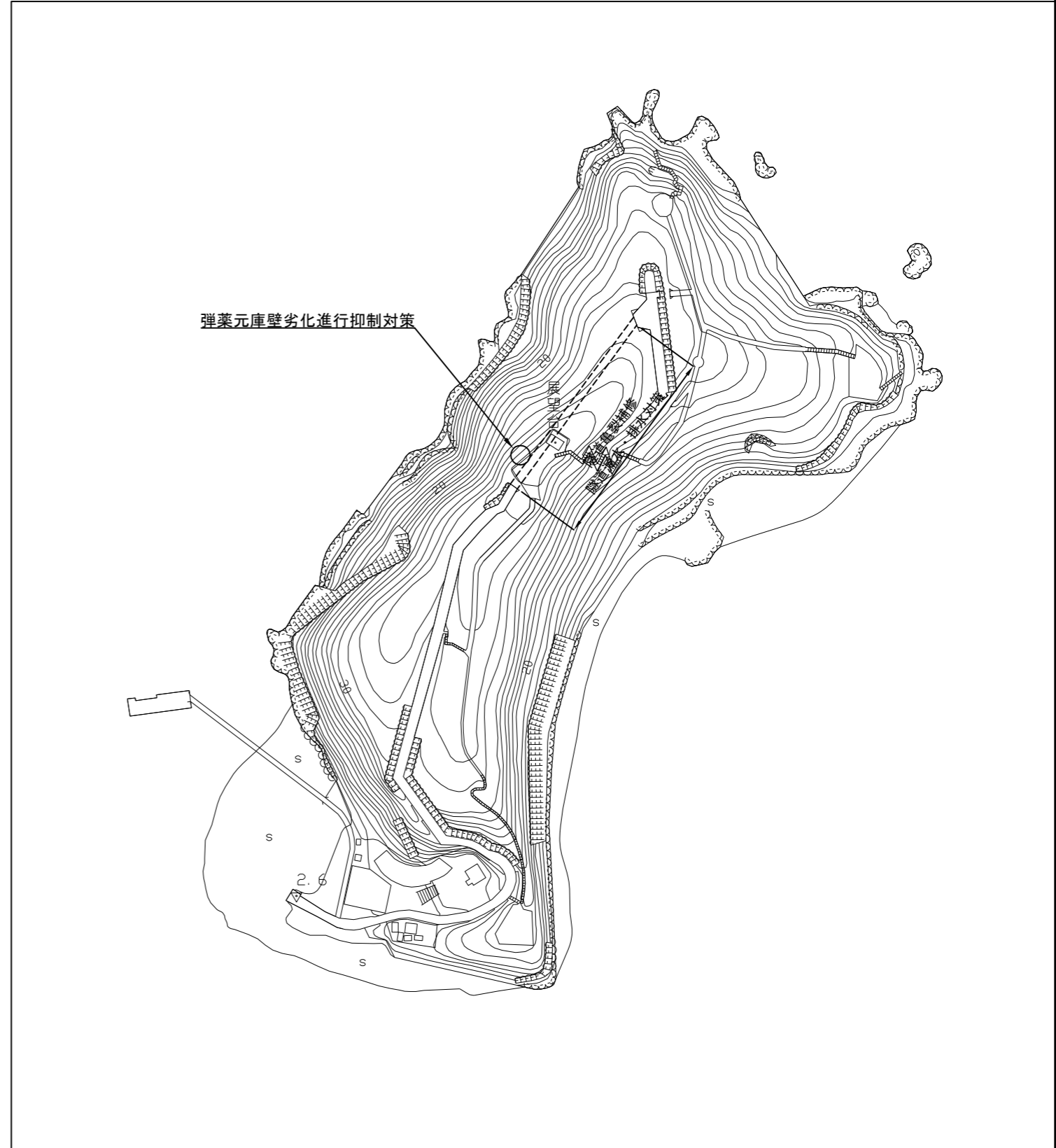
| | | | |
|------|---------------|------|-----|
| 工事名称 | 猿島砲台跡隧道修理基本設計 | | |
| 図面名称 | 位置図・平面図 | | |
| 縮尺 | 図示 | 図面番号 | 1/1 |



位置図 S=1/15000



平面図 S=1/2500



| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

令和 05 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

| | | |
|-----------------------|----------------------|--|
| 設 計 書 番 号 | 年度 05 | |
| 事 業 所 名 | 横須賀市建設部 | |
| (工 事 ・ 業 務) 名 | 猿島砲台跡隧道修理基本設計 | |
| (工 事 ・ 業 務) 箇 所 | 横須賀市猿島1番 | |
| (河 川 ・ 路 線 ・ 区 域) 名 | 猿島公園 | |
| 単 価 採 用 地 区 名 | 横須賀 | |
| 事 業 区 分 | 国費 | |
| 工 期 | 令和 06 年 03 月 15 日 まで | |
| 設 計 金 額 | (円) | |
| 設 計 概 要 | 円 | |
| (起 工 ・ 変 更) 理 由 | | |
| | | |
| | | |

令和 05 年度 設 計 積 算 書 表 紙 (当 初)

<支出科目>

| | |
|----|---------------|
| 款 | 11 教育費 |
| 項 | 08 社会教育費 |
| 目 | 03 文化財保護費 |
| 節 | 12 委託料 |
| 細節 | 12 工事請負に係る委託料 |

<合併区分情報>

| | | |
|--------|-------|--|
| 合併処理設定 | しない | |
| | 区 分 1 | |
| | 区 分 2 | |
| | 区 分 3 | |
| | 区 分 4 | |
| | 区 分 5 | |
| | 区 分 6 | |
| | 区 分 7 | |
| | 区 分 8 | |
| | 区 分 9 | |

<全体金額情報>

| | 当初官積算額 (a) | 当初請負額(b1) 前回変更請負額(b2) | 今回変更官積算額 (c) | 今回変更請負額 (d)=(b1)/(a)×(c) | 増減 (d)-(b1) or (b2) | 備 考 |
|---------|---------------|--------------------------|-----------------|-----------------------------|------------------------|-----|
| 業務費 | | | | | | |
| 業務価格 | | | | | | |
| 消費税等相当額 | | | | | | |

令和 05 年度 積算諸条件調書(当初)

| | | | | | |
|---------------|-------------------|-------------|-----------------------|----|----|
| 経費等情報 | レ 設計業務 | 委託先/α、β | 建設コンサルタント/α=35%、β=35% | | |
| | | 電子成果品作成費 | 計上する(概略・予備・詳細設計) | | |
| | | 旅費交通費 | 計上する(設計) | | |
| | | 安全費率 | 0.0% | | |
| | 測量業務 | 安全費率 | | | |
| | | 電子成果品作成費 | | | |
| | | 旅費交通費 | | | |
| | 地質・土質調査業務 | 電子成果品作成費 | | | |
| | | 施工管理費 | | | |
| | | 旅費交通費 | | | |
| 安全費率 | | | | | |
| 地質・土質調査業務(解析) | 委託先/α、β | | | | |
| 業務委託 | 諸経費率 | | | | |
| | 技術経費率 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | 設計業務等標準積算基準書 適用年版 | 令和05年7月1日適用 | | | |
| | 資材等単価表 適用年版 | 令和5年8月1日基準 | | | |
| 積算数量等情報 | 名称 | | 採用数量 | 単位 | 備考 |
| | 乗船料 | | 9 | 往復 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| (その他情報欄) | | | | | |

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前回 下段：今回)

| 費目 | 工種 | 種別 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|----------------|----|----|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 設計業務 | | | | | | | |
| 設計業務費 | | | 1 | 式 | | | |
| 公園施設設計 | | | 1 | 式 | | | |
| 隧道修理設計 | | | 1 | 式 | | | 第 1001 号 内訳書 |
| 打合せ協議 | | | 1 | 式 | | | 第 1002 号 内訳書 |
| 直接経費 | | | 1 | 式 | | | 第 1003 号 内訳書 |
| 旅費交通費(率計上分) | | | 1 | 式 | | | |
| 電子成果品作成費(率計上分) | | | 1 | 式 | | | |
| 直接原価計 | | | 1 | 式 | | | |
| その他原価 | | | 1 | 式 | | | |
| 一般管理費等 | | | 1 | 式 | | | |
| 設計業務費計 | | | 1 | 式 | | | |
| 設計業務価格 | | | 1 | 式 | | | |

本 工 事 費 内 訳 書

(上段：前 回 下段：今 回)

| 費目 工種 種別 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 消費税及び地方消費税相当額 | | 式 | | | |
| | 1 | | | | |
| 業務委託料 | | 式 | | | |
| | 1 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

第1001号 内訳書
 隧道修理設計

1 式

(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|----------|
| (AMA0010) 隧道概略設計 | 1 | 式 | | | 第1001号下内 |
| 合 計 | | | | | |

第1002号 内訳書
 打合せ協議

1 式

(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|----------|
| (AMA0020) 打合せ協議 | 1 | 式 | | | 第1002号下内 |
| 合 計 | | | | | |

第1003号 内訳書
 直接経費

1 式

(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|----------|
| (AMA0030) 旅費交通費 | 1 | 式 | | | 第1003号下内 |
| 合 計 | | | | | |

第1001号 下位内訳書
 AMA0010 隧道概略設計

1 式 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前 回 下段：今 回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------------|-----|-----|-----|-----|-----------|
| (SJ0010) 現地踏査 | 1 | 業務 | | | 第1001号単価表 |
| (SJ0020) 設計計画 | 1 | 業務 | | | 第1002号単価表 |
| (SJ0030) 設計条件の確認 | 1 | 業務 | | | 第1003号単価表 |
| (SJ0040) 補修工法検討 | 1 | 業務 | | | 第1004号単価表 |
| (SJ0080) 設計図 | 1 | 業務 | | | 第1008号単価表 |
| (SJ0090) 概算工事費 | 1 | 業務 | | | 第1009号単価表 |
| (SJ0100) 報告書作成 | 1 | 業務 | | | 第1010号単価表 |
| (SJ0110) 照査 | 1 | 業務 | | | 第1011号単価表 |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 式 | | | 円/式 |

第1002号 下位内訳書
AMA0020 打合せ協議

1 式 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------------------|-----|-----|-----|-----|-----------|
| (DI64000) 土木設計業務 打合せ | | | | | 第1012号単価表 |
| J01=標準以外, J02=2 回 | 1 | 式 | | | |
| (DI64015) 土木設計業務 関係機関打合せ協議 | | | | | 第1013号単価表 |
| J01=2 回 | 1 | 式 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 式 | | | 円/式 |

第1003号 下位内訳書
AMA0030 旅費交通費

1 式 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| (TJ0010) 乗船料 税抜き | | | | | |
| | 9 | 往復 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 式 | | | 円/式 |

第1001号 単価表
SJ0010 現地踏査

1 業務 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0402) 主任技師 | 1.5 | 人 | | | |
| (R0403) 技師 (A) | 1.5 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 1 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1002号 単価表
SJ0020 設計計画

1 業務 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0402) 主任技師 | 2.5 | 人 | | | |
| (R0403) 技師 (A) | 2 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 1.5 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1003号 単価表
 SJ0030 設計条件の確認

1 業務 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0403) 技師 (A) | 0.5 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 1 | 人 | | | |
| (R0405) 技師 (C) | 1 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1004号 単価表
 SJ0040 補修工法検討

1 業務 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (SJ0050) 隧道亀裂補修 | 1 | 業務 | | | 第1005号単価表 |
| (SJ0060) 隧道漏水・排水対策 | 1 | 業務 | | | 第1006号単価表 |
| (SJ0070) 弾薬元庫壁劣化進行抑制対策 | 1 | 業務 | | | 第1007号単価表 |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1005号 単価表
 SJ0050 隧道亀裂補修

1 業務 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0403) 技師 (A) | 0.5 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 0.5 | 人 | | | |
| (R0405) 技師 (C) | 0.5 | 人 | | | |
| (R0406) 技術員 | 1.5 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1006号 単価表
 SJ0060 隧道漏水・排水対策

1 業務 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0403) 技師 (A) | 1.5 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 2.5 | 人 | | | |
| (R0405) 技師 (C) | 3.5 | 人 | | | |
| (R0406) 技術員 | 4 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1007号 単価表
 SJ0070 弾薬元庫壁劣化進行抑制対策

1 業務 当り
 適用年版 T0508
 (上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0402) 主任技師 | 0.5 | 人 | | | |
| (R0403) 技師 (A) | 1.5 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 2 | 人 | | | |
| (R0405) 技師 (C) | 2 | 人 | | | |
| (R0406) 技術員 | 4 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1008号 単価表
SJ0080 設計図

1 業務 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0403) 技師 (A) | 1 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 2 | 人 | | | |
| (R0405) 技師 (C) | 2.5 | 人 | | | |
| (R0406) 技術員 | 4 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1009号 単価表
SJ0090 概算工事費

1 業務 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0403) 技師 (A) | 0.5 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 2.5 | 人 | | | |
| (R0405) 技師 (C) | 2 | 人 | | | |
| (R0406) 技術員 | 2 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1010号 単価表
SJ0100 報告書作成

1 業務 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0403) 技師 (A) | 0.5 | 人 | | | |
| (R0404) 技師 (B) | 0.5 | 人 | | | |
| (R0405) 技師 (C) | 1 | 人 | | | |
| (R0406) 技術員 | 3 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1011号 単価表
SJ0110 照査

1 業務 当り
適用年版 T0508
(上段：前回 下段：今回)

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| (R0401) 理事・技師長 | 1.5 | 人 | | | |
| (R0402) 主任技師 | 2 | 人 | | | |
| (R0403) 技師 (A) | 1.5 | 人 | | | |
| 合 計 | | | | | |
| | 1 | 業務 | | | 整数止め切捨て 円/業務 |

第1012号 単価表
DI64000 土木設計業務 打合せ

1 式 当り
適用年版 T0508

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|--------------------|-----|-------|-----|-------|-----|
| (R0402) 主任技師 | | 人 | | | |
| | | | | | |
| (R0403) 技師 (A) | | 人 | | | |
| | | | | | |
| (R0404) 技師 (B) | | 人 | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | 式 | | | 円/式 |
| | 1 | | | | |
| 条 件 名 称 | | 入 力 値 | | 条 件 値 | |
| J01 中間打合せの回数 | | 2 | | 標準以外 | |
| J02 中間打合せの回数(実数入力) | | 2 | | 2 回 | |

第1013号 単価表
DI64015 土木設計業務 関係機関打合せ協議

1 式 当り
適用年版 T0508

| 名 称 | 数 量 | 単 位 | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------------------|-----|-------|-----|-------|-----|
| (R0402) 主任技師 | | 人 | | | |
| | | | | | |
| (R0403) 技師 (A) | | 人 | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | 式 | | | 円/式 |
| | 1 | | | | |
| 条 件 名 称 | | 入 力 値 | | 条 件 値 | |
| J01 関係機関打合せ協議回数(実数入力) | | 2 | | 2 回 | |

